

憲法改正のルールを定

めた九六条の改正に向けた動きが加速している。

自民党は、日本の憲法改正要件は、諸外国の中で

といわぬ歎しこと主張。改憲を悲願とする安倍晋三首相は喪牛の聲口で憲

三者相の要件の緩和に意欲を燃やす。だが、外国の要件はどんなに緩くな

い。改憲のハーナルをア
カウントに危険はないの

か。九六條改正論を考えた。

チェック改憲

「憲法を国民に取り戻すため（改憲の発議要件を国会議員の）三分の二以上から過半数にする」。今月九日の衆院予

「日本だけ厳しい」はウソ

改正手続き 国際比較すると

各国の主な憲法改正手続きと戦後の改正回数

国名	主な改正手続き	戦後の 改正回数
日本	各院の2／3以上の賛成 ▶ 国民投票(過半数の賛成)	0回
米国	各院の2／3以上の賛成 ▶ 3／4以上の州議会の承認	6回
フランス	各院の過半数の賛成 ▶ 両院合同会議で3／5以上の賛成(※ほかに国民投票を経る手続きもあり)	27回
ドイツ	連邦議会の2／3以上の賛成 ▶ 連邦参議院の2／3以上の賛成	59回
イタリア	各院の過半数の賛成 ▶ (3カ月以上経過後に)各院の2／3以上の賛成(※ほかに国民投票を経る手続きもあり)	16回
カナダ	各院の過半数の賛成 ▶ 2／3以上の州議会の承認	19回
デンマーク	国会の過半数の賛成 ▶ 総選挙 ▶ 国会の過半数の賛成 ▶ 国民投票(投票総数の過半数かつ有権者総数の4割を超える賛成)	1回
韓国	国会の2／3以上の賛成 ▶ 国民投票(有権者の過半数の投票かつ投票総数の過半数の賛成)	9回

衆院法制局の資料などをもとに作成

算委員会で、安倍首相は、憲法九六条の改正に、九六条を改正し、国会の発議要件を二分の一以上が特に厳しくと指摘している。ありためて意欲を燃やしから過半数に緩和しようとした。しかし、日本と比べ、諸外国の改憲要件が緩いとした。

堅持
各國が出て格別に厳し
英國や二コージーフィン
いわけでもない。むしろ などびくわざかだ。
圧倒的多數の国では 日 自民党は「世界の國
本より厳格な手続きを定 々は、時代の要請に即し

各国と比べて格別に厳しく英國やユージニア、ノーフォークの如きは、いわけでもない。むしろなどいはずかだ。圧倒的多数の国では、日本国民党は、「世界の國本より厳格な手続きを定めている」と指摘する。た形で憲法を改正していく。例えば、米国では上位のが、日本は戦後一度だけで憲法改正が実現されなかった。

正院の出席議員の三分の一して改定していない」と
一以上の賛成で改憲を発して、諸外国では、何度
幾度、パリ一九二〇年四月二十二日、モントリオール、

議、全五十州のうち四分の三以上の州議会で承認も改正された実績がある。されることは強調している。

ドルは決して低くない。正をした回数を見ると、ドイツでは連邦議会、戦後だけでも米国が六

連邦参議院のそれぞれ三回、フランスが二十七回、ドイツは五十九回に二以上の賛成が必回。

要、アーヴィングは両院の過半数に加え、両院合議議の三分の二以上の承認がある。山村氏は「改憲も上げてある」。

がくる。一院制の韓国では、憲法が通常の法律のように二以上回数が多い国では、憲法が通常の法律のように二以上

の賛成を経た上で、国民細かい點まで規定していくため」と説明する。投票も実施される。

半数で構わない国もある（EU）統合に伴う改正が、一度の議決に加えて、など、外的環境の変化に

国民投票を経たデンマークの必然的なものだつて、州議会の承認も必要だった。フランスも同様のケンコーグ（よんごく、ハザレ）式（つし）、大流血の選

な力が足らないといふれど、改正は容易でない。改正に厳しい条件を付した統治機構の改革に関する

けている国が大多数で、これを「硬性憲法」と呼ぶ事例だった。ただし、両国の憲法とも、国の基

ふ。対して、通常の法改正は本原理に抵触する改正には正と凶邪しないのが「軟許認められない歴史あるを性憲法」で、そういう国かける条文があるといは、成文憲法を持たないつ。